

指圧代用器（非電動式）

Q 医療機器に該当する？

A 電動でなく、単に突起物やてこを応用し、背筋などにあてて指圧するものは機器非該当

Q 標ぼうできる効能効果はある？

A あんま、指圧の代用（読み替えはしない）

健康によい 筋肉の疲れをとる

血行をよくする 筋肉のこりをほぐす

（昭和45年12月15日 薬発第1136号）